

- 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）法では、「総務大臣は、（NICTの）中長期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならない。」とされている。
- NICTの中長期計画の変更案における主な変更点等と、それに対する戦略本部意見（案）は以下のとおり。

NICTの中長期計画の変更案の概要（IoT機器の調査業務関連）

- 総務大臣は、本年2月にNICTの中長期目標を、下記のとおり変更。
 - ・調査対象機器：「パスワード設定等に不備のあるIoT機器」から「サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められるIoT機器※」に拡大。

※脆弱性があるファームウェア等を搭載しているIoT機器、既にマルウェアに感染しているIoT機器
 - ・助言・情報共有：従前の「電気通信事業者(インターネットサービスプロバイダー)」に加え、「IoT機器の管理者等※(に対する必要な助言及び情報提供)」に拡大。 ※IoT機器メーカー等
- これを踏まえ、NICTは同趣旨を中長期計画案に記載し、総務大臣に認可申請。

サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）の概要

- 示された中長期計画の変更案は第5期中長期目標を踏襲したものであることから、サイバーセキュリティ戦略本部としては、妥当な内容と判断。

NICTが行うサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器の調査について、①令和5年度末に時限を迎えるID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査を、令和6年度以降も継続的に実施を可能とするとともに、②調査の対象を拡充するための規定を整備する。あわせて、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等を行う。

1. サイバーセキュリティ関連業務の規定の整備

〔 国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正 〕

① ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査の継続的な実施

- NICTが令和5年度末までに限り行うこととされているID・パスワードに脆弱性があるIoT機器の調査（特定アクセス行為）を、令和6年度以降も継続的に実施できることとする。

② 調査対象の拡充

- NICTが行うIoT機器の調査等に係る業務について、その対象を拡充※するとともに、総務大臣が、サイバーセキュリティ戦略本部から意見を聴取した上で、NICTの中長期目標の策定等をする旨を規定する。

※ID・パスワードに脆弱性があるIoT機器に加えて、脆弱性があるファームウェア等を搭載しているIoT機器、既にマルウェアに感染しているIoT機器を新たに対象とする。

2. 信用基金の清算及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止等

〔 ・国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正
・特定通信・放送開発事業実施円滑化法（NICTの業務特例を規定）の廃止 〕

- NICTの信用基金を清算し、これに伴い、NICTの関連業務及び当該基金に係る業務を規定する特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止する。

施行期日：令和6年4月1日（一部の規定を除く。）

- 国立研究開発法人 情報通信研究機構 (NICT※) は、ICT分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関。
 - ・ 設立日：平成16年4月1日 (旧 (独) 通信総合研究所 (CRL) と旧通信・放送機構 (TAO) が統合して発足)
 - ・ 役職員数： 理事長 徳田英幸(慶應義塾大学名誉教授)、理事5名、監事2名、職員1,329名 (令和5年4月1日現在)
 - ・ 所在地： 小金井市 (本部)、横須賀市、神戸市、京都府精華町 (けいはんな) 等
 - ・ 令和5年度当初予算額：286.8億円 (運営費交付金) (令和4年度当初予算額：282.5億円)
- ※ 令和5年度は、第5期中長期計画期間 (令和3年～令和7年) の3年目に当たる。

※ NICT: National Institute of Information and Communications Technology

重点研究分野 (NICT自らが研究開発を実施)

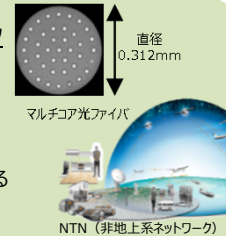
電磁波先進技術

- ・**リモートセンシング**
ゲリラ豪雨など突発的大気現象の早期捕捉
- ・**宇宙環境**
宇宙天気予報の提供
- ・**時空標準**
高精度な基準時刻の生成・分配供給



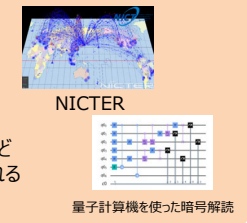
革新的ネットワーク

- ・**フォトリックネットワーク**
Beyond 5Gを支える大容量光ネットワーク
- ・**次世代ワイヤレス**
Beyond 5Gを実現する超高速・省電力・拡張空間の無線ネットワーク




サイバーセキュリティ

- ・**サイバーセキュリティ**
多様化するサイバー攻撃に対応
- ・**暗号技術**
耐量子計算機暗号など今後の利用が想定される次世代暗号



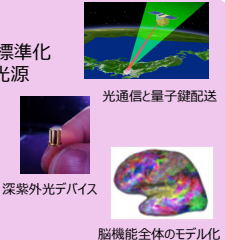
ユニバーサルコミュニケーション

- ・**多言語コミュニケーション**
自然な日本語に翻訳できる高精度な多言語翻訳
- ・**社会知コミュニケーション**
ユーザの興味や背景、コンテキストに応じた対話



フロンティアサイエンス

- ・**量子情報通信**
量子鍵配送技術の国際標準化及び世界最高速の量子光源
- ・**先端ICTデバイス**
新型コロナウイルス対策に効果的な深紫外LED
- ・**脳情報通信**
脳情報通信による人間機能の拡張



我が国のICT産業の活性化、国際競争力確保に向けた取組

□Beyond 5Gの推進

- ◇ 先端的な研究開発を自主研究として実施
- ◇ 情報通信研究開発基金を活用した研究開発の支援・実施 等

□オープンイノベーション創出に向けた取組の強化

- ◇ 社会実装体制、産学官連携の強化
- ◇ 戦略的な標準化活動の推進
- ◇ 戦略的なICT人材の育成 等

□研究支援・事業振興業務

- ◇ 海外研究者の招へい
- ◇ 情報通信ベンチャー企業の事業化支援

機構法に基づく業務

□標準電波の発射、標準時の通報

□宇宙天気予報

□無線設備の機器の試験及び校正

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期計画案に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

令和6年3月●日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

今般の国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）の第5期中長期計画案は、第5期中長期目標を踏襲したものであり、「国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見」（令和6年1月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「戦略本部意見」という。）でも示した考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては、示された中長期計画案については、妥当な内容であると判断する。

なお、NICTが、この中長期計画を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対しては、引き続き戦略本部意見に記載の事項を着実に実施するよう要請する。

以上

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期計画新旧対照表

(※国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法第14条第1項第7号に掲げる業務又はこれに附帯する部分に限る)

(変更箇所は赤字部分)

変 更 後	現 行
<p>I 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 重点研究開発分野の研究開発等</p> <p>1-3. サイバーセキュリティ分野</p> <p>(3) サイバーセキュリティに関する演習</p> <p>国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、国からの補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、機構法第14条第1項第7号イ(令和5年度までは第14条第1項第7号)の規定に基づき、機構の有する技術的知見を活用して、最新のサイバー攻撃状況を踏まえた実践的なサイバーセキュリティ演習を実施する。演習の実施に当たっては、サイバーセキュリティ基本法第13条及び第14条の規定を踏まえ、全ての国の行政機関、独立行政法人及び指定法人並びに地方公共団体の受講機会を確保するとともに、重要社会基盤事業者及びその組織する団体についても、より多くの受講機会を確保できるよう配慮する。また、地理的条件により受講機会が失われることを最小限とするよう、集合演習を全国で実施するほか、オンライン演習を拡大していくこととし、未受講となる組織・団体に対して積極的な参加を促す。あわせて、最新のサイバー攻撃情報を踏まえた演習内容の高度化、オンライン演習における学習定着率の向上等、演習効果の最大化に取り組む。さらに、機構におけるサイバーセキュリティ研究と演習業務で得られた知見等を活用し、若手セキュリティ人材の育成を行う。</p>	<p>I 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 重点研究開発分野の研究開発等</p> <p>1-3. サイバーセキュリティ分野</p> <p>(3) サイバーセキュリティに関する演習</p> <p>国の機関や地方公共団体等のサイバー攻撃への対処能力の向上に貢献するため、国からの補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、機構法第14条第1項第7号イ(令和5年度までは第14条第1項第7号)の規定に基づき、機構の有する技術的知見を活用して、最新のサイバー攻撃状況を踏まえた実践的なサイバーセキュリティ演習を実施する。演習の実施に当たっては、サイバーセキュリティ基本法第13条及び第14条の規定を踏まえ、全ての国の行政機関、独立行政法人及び指定法人並びに地方公共団体の受講機会を確保するとともに、重要社会基盤事業者及びその組織する団体についても、より多くの受講機会を確保できるよう配慮する。また、地理的条件により受講機会が失われることを最小限とするよう、集合演習を全国で実施するほか、オンライン演習を拡大していくこととし、未受講となる組織・団体に対して積極的な参加を促す。あわせて、最新のサイバー攻撃情報を踏まえた演習内容の高度化、オンライン演習における学習定着率の向上等、演習効果の最大化に取り組む。さらに、機構におけるサイバーセキュリティ研究と演習業務で得られた知見等を活用し、若手セキュリティ人材の育成を行う。</p>
<p>(5) パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査(令和5年度まで)</p> <p>IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、国からの補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和5年法律第87号)による改正前</u>の機構法附則第8条第2項の規定に基づき、機構の有する技術的知見を活用して、パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和6年3月31日まで実施する。その際、総務省や関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、調査手法や情報の安全管理に留意しつつ、より広範かつより高度な調査を行うことができるよう配慮する。</p>	<p>(5) パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査</p> <p>IoT機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、国からの補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、<u>機構法附則第8条第2項の規定に基づき</u>、機構の有する技術的知見を活用して、パスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を、令和6年3月31日まで実施する。その際、総務省や関係機関と連携を図るとともに、本調査の重要性等を踏まえ、調査手法や情報の安全管理に留意しつつ、より広範かつより高度な調査を行うことができるよう配慮する。</p>

(6) IoT 機器のサイバーセキュリティ対策の促進（令和6年度以降）

IoT 機器のサイバーセキュリティ対策に貢献するため、国からの補助等を受けた場合には、その予算の範囲内で、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえ、機構法第 14 条第 1 項第 7 号口の規定に基づき、機構の有する技術的知見を活用して、サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる IoT 機器について、当該機器の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報提供に関する業務（同法第 18 条の規定に基づくパスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供に関する業務を含む）を実施する。その際、本業務の重要性等を踏まえ、調査手法や情報の安全管理に留意しつつ、総務省や関係機関と連携を促進するものとする。